

# コンテンツ購入に関する利用約款

## 第1条（本約款の適用）

1. 株式会社帝国データバンクネットコミュニケーション（以下「当社」といいます）とeラーニングサービス契約者（以下「契約者」といいます）は、当社が運営・提供するeラーニングサービス「STACK-UP」（以下「本サービス」といいます）の提供条件等をこの利用約款（以下「本約款」といいます）に定め、契約者は予め本約款の内容を確認し、同意の上、本サービスを申し込むものとしします。

## 第2条（用語の定義）

1. 本約款において使用される用語の意義は次の各号のとおりとしします。
  - (1) 「契約者」とは、本サービスの提供を受ける組織、団体、法人または個人のことをいいます。
  - (2) 「利用者」とは、当社の本サービスを利用する組織、団体、法人または個人のことをいいます。
  - (3) 「本サービス」とは、当社または当社に関連する第三者が著作権、商標権等の知的財産権を有し、当社が提供するサービスおよび関連するサービスのことをいいます。
  - (4) 「コンテンツの購入」とは、当社のコンテンツをファイル形式で直接購入できることをいいます。

## 第3条（本約款の変更）

1. 当社は、契約者および利用者の事前の承諾を得ずに、当社が定めた方法により本約款を変更することができます。
2. 当社が本約款を変更する際は、その内容について契約者に事前に通知しします。また、この通知をもって契約者および利用者が本約款の変更同意したものとしします。

## 第4条（設備等について）

1. 利用者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、印刷物、製本等の稼働環境を利用者自身で準備するものとし、当社は利用者に対して何ら責任を負うものではありません。
2. 本サービスを受けるための通信料は利用者自身が負担するものとしします。

## 第5条（利用申込の成立）

1. 本サービスの利用申込は、契約者が本約款に同意の上、当社ウェブサイト上の「利用申込フォーム」に必要事項を記入したのち、送信し、当社が確認することにより申込が完了したとみなしします。
2. 契約者は、当社との連絡を取るための窓口を設置するものとしします。
3. 契約者は、メールアドレスや担当者などの申告事項について変更する場合、当社へ可及的速やかに変更の届け出をするものとしします。
4. 利用者は、契約者が本サービスへの利用申込をした段階で、本約款に同意したものとみなしします。

## 第6条（権利の譲渡）

契約者および利用者は、本サービスを利用する権利の全部または一部を、当社との事前の許可なく第三者に譲渡、貸与等を行うことはできません。

## 第7条（利用料金）

1. オプションの料金は、当社ウェブサイトに記載の通りとしします。なお、コンテンツの編集等のカスタマイズの料金については、資料作成に関わる作業負担量より算出します。

2. 当社は、本サービスの利用料金を当社が送る請求書で、利用者に請求するものとします。
3. コンテンツを購入した場合は、当社から当該コンテンツをお送りした日の属する月に請求書を発行するものとします。
4. 契約者は、前項の請求金額を請求書発行月の翌月末までに当社指定の口座に振り込むことにより支払をするものとします。
5. 本サービスの利用料金に係る振込手数料その他諸経費は、契約者が負担するものとします。
6. 本サービスの利用料金等は、予告なしに変更することがあります。
7. 購入したコンテンツの料金は、一括支払のみとし、日割りでの支払はできないものとします。
8. 契約者は、料金等の支払を不法に免れた場合、その免れた額の3倍に相当する額を割増金として当社に対し、支払うものとします。
9. 契約者は、料金等その他の債務（延滞利息を除きます）について、当社に何の連絡もなしに、支払期日を経過しても支払がなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として当社に支払うものとします。

#### 第8条（本サービスの内容）

1. 本サービスの内容は、当社ウェブサイトに掲載のサービス内容とします。
2. 本サービスの提供区域は日本国内とします。

#### 第9条（購入のキャンセル）

コンテンツの送信前の場合、購入のキャンセルを承ります。

#### 第10条（本サービスの提供停止等）

1. 当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。
  - (1) 契約者および利用者が、本約款に違反したとき
  - (2) 契約者が、申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
  - (3) 当社が、本サービスに用いる設備の保守または工事などを行うとき
  - (4) 通信環境等により、本サービスに障害が起きたとき・本サービスの提供が困難になったとき、または運用上技術上の理由があるとき
  - (5) 台風、地震、津波などの天災、疫病・感染症の蔓延、戦争・内乱のとき
2. 契約者・利用者および当社の責に帰すことのできない事由による契約の履行不能等については、互いに何等の責をも負担しないものとします。
3. 当社が本サービスの提供を当社の都合により停止する場合、あらかじめその理由等を契約者に通知するものとします。なお、緊急時およびやむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 当社は、本条およびその他要因により、本サービスの提供遅延、停止等が発生しても、これに起因する契約者および利用者、第三者が被った損害については一切責任を負わないものとします。

#### 第11条（本サービスの廃止）

1. 当社は、当社の都合により本サービスの全部、または一部を廃止することができます。
2. 当社は、本サービスの廃止を行う場合には、本サービス終了の1か月前までに契約者に対して、当社指定の方法にてその旨を通知することとします。

#### 第12条（責任の帰属）

1. 当社は、契約者・利用者に対する本サービスの提供にのみ責任を負い、契約者・利用者による本サービスに関連した利用によって生じる結果について理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

2. 当社は、本サービスの停止、中断、当社が利用する第三者のソフトウェア、サーバ等の停止、保存データ等の滅失、損傷、漏洩、第三者または契約者・利用者および契約者の指定する者からの予期できない不当なアクセスなど、その他本サービスに関連して生じた損害について本約款に定める以外の一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、契約者・利用者が本サービスの全部または一部の利用ができないことにより発生する、あらゆる直接のおよび間接的損害について理由を問わず一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、第三者が本サービスを不正に利用することにより契約者および利用者が第三者に損害を与えた場合について理由を問わず一切の責任を負わないものとします。
5. 契約者・利用者が、本サービスの利用により第三者（当社の他の契約者も含む）に対し損害を与えた場合、契約者・利用者は自己の責任によりこれを解決し、理由を問わず当社にいかなる責任も負担させないものとします。
6. 当社は、当社システム内に保管された契約者および利用者の保存データの保全に対して、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。
7. 当社は、本サービスに関し、当社に故意または重大な過失がある場合、契約者に直接生じた損害に限り当社が賠償責任を負うものとします。なお、その上限額は当該コンテンツ本体の購入金額とします。

### 第13条（知的財産権）

1. 当社の本サービスに関する、著作権、商標権等その他一切の知的財産権は、当社および当社へのコンテンツ提供者に帰属します。なお、これらは当社が販売を停止または契約を解除した場合でも適用するものとします。
2. 契約者は、コンテンツの購入により、当社の知的財産権を譲渡または移転されるものではなく、当社が許諾する範囲内で利用する権利のみを取得するものとします。
3. 本条に定める者以外の第三者に対する提供、複製、頒布、譲渡、その他二次利用等はできないものとします。
4. 契約者および利用者は、本サービスを通じて提供される情報やコンテンツの知的財産権が守られるように対策を講じることとします。

### 第14条（秘密保持）

1. 秘密情報とは、契約者・利用者および当社が、相手方に対して開示、提供する一切の情報で、書面、口頭を問わず、開示、提供の際に開示者により秘密である旨の表示がされたものをいいます。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しないものとします。
  - (1) 開示を受けた時点で、既に公知の情報
  - (2) 開示を受けた時点で、受領者が既に知っていた情報
  - (3) 開示を受けた後に受領者が第三者より守秘義務を負うことなく、合法的に入手した情報
  - (4) 秘密情報とは無関係に、受領者が独自に開発または創造した情報
  - (5) 開示を受けた後に受領者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
2. 契約者・利用者および当社は、相手方から受領した秘密情報を次の各号に従い取扱うものとします。
  - (1) 必要最低限の担当者及びその管理者（以下「担当者等」といいます）以外の者が接することのないように保管するものとします。
  - (2) 契約者・利用者および当社は、担当者等が退職した後も、本約款に基づき課された秘密保持義務と同等の義務を課することとします。
3. 契約者・利用者および当社は、相手方から受領した秘密情報を厳に秘密として取り扱うものとします。
4. 契約者・利用者および当社は、開示された秘密情報を開示目的のために使用するものとし、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、他のいかなる目的にも使用しないものとする。

5. 契約者・利用者および当社は、相手方の請求・開示があった場合には、秘密情報が記載、記録された媒体等を直ちに返却または相手方の指示に従った処分をするものとします。
6. 契約者・利用者および当社は、相手方より秘密情報の取扱状況について報告を求められたとき、その状況を遅滞なく文書により報告することとします。
7. 契約者・利用者および当社は、本条に違反する可能性があるかと判断する場合は、直ちにその旨を相手方に報告し、指示を仰ぐこととします。

## 第15条（契約の解除）

1. 契約者または利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は本サービスについて契約の解除をすることができるものとします。なお、本条による契約解除は、契約者および利用者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。
  - (1) 契約者または利用者が本サービスに関し、不正行為があったとき
  - (2) 契約者が本サービスの料金の支払を一定期間以上に怠ったとき
  - (3) 支払の停止や破産、民事再生手続き、会社更生手続き、特別清算の開始等の申し立てがあったとき
  - (4) 小切手等の不渡りを出したとき、または銀行取引停止処分を受けたとき
  - (5) 仮差押、差押、仮処分、強制執行、公租公課の滞納処分等其他公権力の処分を受けたとき
  - (6) 契約者が、故意または過失により、当社に重大な損害を与えたとき
  - (7) 契約者または利用者が、本約款のいずれかに違反したとき
  - (8) その他当社が不適切と判断したとき
2. 前項および第18条（反社会的勢力の排除）第4項により本契約が解除されたとき、契約者は当社に対して負担するすべての債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならないこととします。

## 第16条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者・利用者は、次の各号の事項を表明し、保証するものとします。
  - (1) 自らまたは自己の役員、実質的に経営に関与する者およびそれらの親族（以下、「役員等」といいます）が、次の各号いずれにも該当しないこと（以下①～⑧を「反社会的勢力」といいます）。

暴力団、暴力団関係者および関係企業、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、またはこれらの団体構成員など、市民生活の安全に脅威を与えるおそれがあり、不当な手段で経済的利益を追求する集団または個人等（以下、「反社会的勢力」といいます）でないことおよび反社会的勢力でなくなってから5年を経過しない者

    - ① 暴力団および暴力団員
    - ② 暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
    - ③ 暴力団準構成員
    - ④ 暴力団関係企業
    - ⑤ 総会屋等、企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
    - ⑥ 社会運動や政治活動を仮装または標榜して、不正な利益を求めて暴力的な違法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
    - ⑦ ①～⑥に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景にその威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核になっている集団または個人
    - ⑧ その他①～⑦に準ずるものまたはその構成員
  - (2) 反社会的勢力と知りながらも何らかの取引をしていないこと、またはしないこと
  - (3) 反社会的勢力でないこと、反社会的勢力と交友関係にないこと

- (4) 自らもしくは役員等を利用して、相手方に対し、不当な要求や暴力的行為、脅迫的な言動、詐欺的手法などを用いて、業務の妨害、信用や名誉の毀損する行為をおこなわないこと
2. 当社に本条に関連する損害が発生した場合、契約解除の有無にかかわらず、当該損害の賠償を契約者または利用者に請求することができるものとします。
3. 当社は、契約者または利用者が本条に違反した場合、何ら催告を要せず、直ちに契約等の全部または一部を解除することができます。
4. 契約者または利用者が、本条に違反をし、契約を解除された場合、当社は、契約解除に際して発生する損害の賠償を契約者に請求することができるものとします。

#### 第17条（協議事項）

本約款に定めのない事項または本約款の履行につき疑義が生じた場合、契約者および当社は誠意を持って協議し、解決を図ることとします。

#### 第18条（合意管轄・準拠法）

1. 本サービスの利用ならびに利用条件の解釈および適用は、日本国法に準拠し、また、本サービスに起因する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本約款は日本国の準拠法に従い、かつこれに従って解釈されるものとする。

#### 第19条（存続条項）

利用契約期間の終了後も、本約款の第12条（責任の帰属）、第14条（秘密保持）、第17条（協議事項）、第18条（合意管轄・準拠法）および本条については、その効力を失わないものとします。

#### 第20条（効力発生日）

本約款は、2026年3月1日より効力が発生するものとします。

（附則）

2026年2月4日制定

以上